

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」

介護報酬の算定上の留意点について

高崎市 福祉部介護保険課

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

イ 特定施設入居者生活介護費

1日につき

(1) 要介護1 542単位

(2) 要介護2 609単位

(3) 要介護3 679単位

(4) 要介護4 744単位

(5) 要介護5 813単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

イ 特定施設入居者生活介護費

注1 イについて、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設(指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)において、指定特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この号において「利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

□ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

注2 □について、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

八 短期利用特定施設入居者生活介護費

1日につき

(1) 要介護1 542単位

(2) 要介護2 609単位

(3) 要介護3 679単位

(4) 要介護4 744単位

(5) 要介護5 813単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

八 短期利用特定施設入居者生活介護費

注3 八について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費

1日につき

(1) 要支援1 183単位

(2) 要支援2 313単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

□ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費

注 1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定介護予防特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この号において「利用者」という。)の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員または介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注4 身体拘束廃止未実施減算

- イについて : 所定単位数の10% (100分の10) を減算
ロ及びハについて : 所定単位数の1% (100分の1) を減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロ及びハについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注5 高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の1%（100分の1）を減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注6 業務継続計画未策定減算

所定単位数の3%（100分の3）を減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注7 入居継続支援加算

サービス提供体制強化加算を算定している場合は算定しない

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、ルを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 入居継続支援加算(Ⅰ) 36単位
- (2) 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注7 入居継続支援加算

【Q&A】

Q 入居継続支援加算及び日常生活継続支援加算について、介護機器を使用する場合の介護福祉士の配置要件の中で、「介護職員全員」がインカム等を使用することとされているが、介護福祉士の資格を有する介護職員のみが対象となるのか。

A 介護福祉士の資格を有していない介護職員も対象に含まれる。



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注7 入居継続支援加算

【Q&A】

Q 入居継続支援加算の要件のうち、たんの吸引等を必要とする入居者実勢を計測する対象期間が変更となっているが、具体的にはどのような範囲の実績を求めるものとなるのか。

A これまでは、届出日の属する月の前3ヵ月としていたところ、届出業務負担軽減等の観点から、届出日の属する前4月から前々月までの3ヶ月の実績とし変更しているため、以下の例示のとおりとなる。

なお、変更があった場合の対象期間も同様の扱いとする。

<例>届出日が7月1日の場合

- ・変更前：4、5、6月の実績の平均
- ・変更後：3、4、5月の実績の平均



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注8 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(Ⅰ)は急性増悪等による個別機能訓練計画の見直しを除き、3ヶ月に1回の限度。注9を算定している場合、生活機能向上連携加算(Ⅰ)は算定せず、生活機能向上連携加算(Ⅱ)は1月につき100単位を加算

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注8 生活機能向上連携加算

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注9を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注9 個別機能訓練加算

- (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ): 1日につき12単位を加算
機能訓練に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置
利用者が100人を超える場合は、理学療法士等を100人あたり1名以上配置
- (2) 個別機能訓練加算(Ⅱ): 1月につき20単位を加算
個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、適切な情報を活用した場合

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注9 個別機能訓練加算

イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、

～次項に続きます～

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注9 個別機能訓練加算

～前項からの続きです～

電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注9 個別機能訓練加算

【Q&A】



Q はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。

A 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要になる。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注9 個別機能訓練加算

【Q&A】



Q 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。

A 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。

なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注10 ADL維持等加算

いずれかの加算を算定している場合、他の加算は算定しない

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位
- ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注10 ADL維持等加算

【Q&A】



Q 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうか。

A 要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用期間となる。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注 1 1 夜間看護体制加算

指定特定施設入居者生活介護を行った場合が対象
いずれかの加算を算定している場合、他の加算は算定しない

イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 夜間看護体制加算(Ⅰ) 18単位
- (2) 夜間看護体制加算(Ⅱ) 9単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注12 若年性認知症受入加算

若年性認知症入居者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合、1日につき120単位を加算

イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。)に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注13 協力医療機関連携加算

協力医療機関との定期的な情報共有会議を開催している場合が対象

イ及びロについて、指定特定施設において、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項(指定居宅サービス基準第192条の12において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関をいう。)との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1)当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100単位
- (2) (1)以外の場合 40単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注14 口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時および6ヶ月ごとに口腔と栄養のスクリーニングを行った場合が対象

1回につき20単位を加算

他の施設で既にスクリーニング加算を受けている場合は算定しない

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注15 科学的介護推進体制加算

1月につき40単位を所定単位数に加算

適合基準

- イ：利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の情報を厚生労働省に提出していること
- ロ：特定施設サービス計画を見直し、適切な情報を活用していること

イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

注15 科学的介護推進体制加算

- イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて特定施設サービス計画(指定居宅サービス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

二 退院・退所時連携加算 30単位

入居から30日以内の期間に、1日につき所定単位数が加算される
30日を超えて再入居する場合も、同様の加算が適用される

注 イについて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

二 退院・退所時連携加算 30単位

【Q&A】



Q 退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携は、具体的にどのようなものを指すのか。

A 医療提供施設と特定施設との退院・退所時の連携については、面談によるほか、文書(F A Xも含む。)又は電子メールにより当該利用者に関する必要な情報の提供を受けることとする。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ホ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

看取り介護加算（Ⅰ）

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

看取り介護加算（Ⅰ）

加算内容

死亡日以前31日以上45日以下： 1日につき72単位

死亡日以前4日以上30日以下： 1日につき144単位

死亡日の前日及び前々日： 1日につき680単位

死亡日： 1日につき1,280単位

退居後の期間や夜間看護体制加算未算定の場合は算定しない

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

看取り介護加算（Ⅱ）

注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

看取り介護加算（Ⅱ）

加算内容

死亡日以前31日以上45日以下： 1日につき572単位

死亡日以前4日以上30日以下： 1日につき644単位

死亡日の前日及び前々日： 1日につき1,180単位

死亡日： 1日につき1,780単位

退居後の期間や、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合、または夜間看護体制加算未算定の場合は算定しない

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

【Q&A】



Q 加算の算定要件として、医師の関与が認められているが、特定施設の職員として医師を配置しなければならないということか。

A 看取り介護加算は、利用者の終末期において関与する多職種が連携して看取り介護を行うことを求めているものであるため、医師の関与について、特定施設の職員としての医師によるものに限られない。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

【Q&A】



Q 特定施設入居者生活介護における看取り介護加算（Ⅱ）は、看取り介護加算（Ⅰ）と併算定可能か。

A 夜勤又は宿直を行う看護職員が配置されている日には、看取り介護加算（Ⅱ）を、配置されていない日には、看取り介護加算（Ⅰ）を算定することができる。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

へ 看取り介護加算

【Q&A】



Q 看取り介護加算の算定要件となっている「看取りに関する指針」については、入居の際に、利用者や家族に対して指針の内容を説明して同意を得ることとされているが、入居時点で自立・要支援の方であっても同様の取り扱いとなるのか。

A 混合型特定施設にあつては、入居者が要介護状態に至り、実際に特定施設入居者生活介護の利用を開始する際に説明・同意の手続きを行う事で差し支えない。
なお、自立・要支援の高齢者に対する「看取りに関する指針」の説明を、入居の際に行う事を妨げるものではない。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ト 認知症専門ケア加算

専門的な認知症ケアを行った場合が対象

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ト 認知症専門ケア加算

専門的な認知症ケアを行った場合が対象

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ト 認知症専門ケア加算

【Q&A】

Q 特定施設入居者生活介護の認知症専門ケア加算の算定要件は、入居者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合が2分の1以上であることが求められているが、他のサービスと同様、届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者数の平均でさんていするということの良いのか。

A 貴見のとおりである。



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

チ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法 により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位
- (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

リ 新興感染症等施設療養費

(1日につき) 240単位

注 指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

又 生産性向上推進体制加算

注 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ル サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法 により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ル サービス提供体制強化加算

【Q&A】



Q 特定施設入居者生活介護の事業所においては、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料を入居者から徴収する事が可能とされているが、サービス提供体制加算を算定した場合でも、引き続き利用料を徴収する事は可能か。

A 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料(上乘せ介護サービス費用)については、介護職員・看護職員の人数が量的に基準を上回っている部分について、利用者に対して、別途の費用負担を求めることとしているものである。一方で、サービス提供体制加算は、介護職員における介護福祉士の割合など質的に高いサービス提供体制を整えている特定施設を評価するものであるため、両者は異なる趣旨によるものである。

従って、上乘せ介護サービス利用料を利用者から受領しつつ、サービス提供体制強化加算の算定を受けることは可能である。